

# はじめに

長引く景気低迷による影響を受け、国や地方公共団体の財政状況は悪化の一途を辿っており、平成17年度末には地方公共団体における地方債（借入金）の残高は約205兆円に達し、地方債依存度（歳入に占める地方債の割合）は14.7%になるものと見込まれています。また、社会保障関係経費の増加等により平成17年度は7兆5,129億円の財源不足が見込まれており、非常に厳しい財政運営が続くことが予想されています。

平成17年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額をまとめた平成17年度地方財政計画では、平成16年度に引続き、人員削減による給与関係経費の削減、地方単独事業費の削減等により歳出を抑制し、財源不足額を圧縮することが盛り込まれました。しかしながら、現在の厳しい財政状況を完全に脱却できるには至っていないのが実情であり、各地方公共団体の更なる努力（歳出削減、行政経営のより一層の効率化等）が必要となっています。

一方で安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額（地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額）は、国と地方の信頼関係に基づき三位一体改革を推進するために、平成17年度は約53兆4,399億円（対前年度比401億円、0.1%増）が確保されることとなりました。

国から地方への財源移譲、国庫補助・負担金の廃止・縮小及び地方交付税の見直しを図り、地方財政の自立を実現し、真の地方分権を目指す、いわゆる「三位一体の改革」については、平成16年11月の政府と与党の合意により、平成18年度までの改革の方針として、約3兆円の税源委譲に結びつく国庫補助金の見直し等を行うことが盛り込まれました。地方が強く求めていた義務教育費国庫負担金の改革については暫定措置とされ、平成17年度に結論を得ることになりました。

地方債については、平成18年度から現行の許可制が協議制に移行され、市町村は、国や県の同意が無くとも議会への報告により自己責任で地方債の発行が可能となります。また、財団法人地方債協会に設置されていた「地方債に関する調査研究委員会」が平成13年度中に提出した最終報告書にあるように、これまでの公的資金を中心とした地方債資金の確保から市場原理の導入や市場公募債も含めた民間資金の活用が進められていくという流れが加速しています。

これらの制度改革が意味するところは、市町村が地方自治を行うにあたって自己決定・自己責任という考え方が強く求められているということ、もはや国や県を頼りに地方財政を運営していくことはできないことであり、市町村はこれらを念頭に受身的な姿勢から脱却し、これからの地方分権の時代において自らの主権を勝ち取っていかねばならないということです。

本書は、平成15年度までの決算状況を基に、県内69市町村の財政状況を簡単な説明や用語解説により、わかりやすく説明できるようにしたものです。こういった性格上、残念ながら現在の制度を前提とした資料であり、今後の制度改革の影響等を予測したものではありませんが、本書が行財政運営の実態を把握する上での参考資料として活用され、市町村合併、行財政改革への今後の一助となれば幸いです。

平成17年3月

宮城県総務部市町村課長 足 達 雅 英